

平成 19 年 9 月 26 日

第2回監査監督機関国際フォーラム(トロント会合)について
 Toronto Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第2回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が、次の通り開催された。

第2回 IFIAR 会合

- 日程
 - 平成 19 年 9 月 24 日(月)、9 月 25 日(火)の2日間
- 場所
 - カナダ トロント
- 参加機関(メンバーは、各国の監査監督機関)
 - 豪、オーストリア、ブラジル、加、デンマーク、フィンランド、仏、独、
アイルランド、伊、日、韓、蘭、ノルウェー、シンガポール、南ア、
スリランカ、スウェーデン、スイス、英、米

計 21 カ国
- (オブザーバー)
 - バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定化フ
ォーラム(FSF)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構
(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)

計6国際機関
- 議長
 - ルーシー・豪証券投資委員会(ASIC)委員(前委員長)
- 主な議題
 - ・ 新議長(ポイル・英財務報告評議会(FRC)事務局長)の選出
 - ・ 現在の市場の混乱によって生じ得る監査監督機関への影響
 - ・ 監査の質の向上における検査の役割
 - ・ 監督機関間の情報交換
 - ・ 国際監査基準に関する課題
 - ・ 監査市場における集中と選択
 - ・ 上場外国会社の監査人の登録又は届出に関する監督機関間の協力
 - ・ IFIAR の今後の役割と組織 等
- 次回会合
 - 平成 20 年 4 月 於、オスロ(ノルウェー)

プレスリリース (仮訳)
 監査監督機関国際フォーラム会合
 2007年9月24, 25日 トロント

2007年9月24日及び25日に、21カ国の独立監査監督機関が、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の第2回会合に参加した。IFIARメンバーの詳細については、IFIARのウェブ・サイト www.ifiar.orgを参照のこと。本会合は、加パブリック・アカウンタビリティ・ボード(CPAB)の主催により行われ、議長は豪証券投資委員会(ASIC)委員のジェフリー・ルーシーであった。

金融安定化フォーラム(FSF)、証券監督者国際機構(IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、保険監督者国際機構(LAIS)、公益監視委員会(PIOB)欧州委員会(EC)も9月24日にオブザーバーとして参加した。

ポール・ボイル英財務報告評議会(FRC) CEOが次期議長に、スティーブン・マイヨール蘭金融市場庁(AFM) 事務局長が次期副議長に指名された。

当会合にて議論された主な分野は、以下を含む。

- 現在の市場の混乱によって生じえる監査監督機関への影響
- 監査の質の促進における監査検査の役割
- 規制当局間の情報交換
- 国際監査基準に関連する課題
- 監査市場における集中と選択
- 外国発行体の監査人の登録及び/又は届出に関する規制当局間の協力
- 監査検査技術に関するメンバー間のワークショップの開催
- 監査の質に関心を有する他の国際組織との対話の継続
- IFIARの今後の役割と組織

現在の市場の混乱

メンバーは、現在の市場の混乱及びそれに関連する可能性があり、特に監査監督機関が関心を有するといった評価、偶発債務、連結等課題について議論した。

今後この課題及び課題が監査監督機関に与える影響について一層の検討を行うことに合意した。

監査の質を促進する要因及び検査プロセス

メンバーは、以下の監査の質を促進する要因を含め、監査の質について、議論した。

- 監査法人内の文化
- 監査パートナー及びスタッフの技能及び個人の資質
- 監査プロセスの質(監査及び倫理基準を含む)
- 監査報告書の信頼性及び有用性

メンバーは、監査検査プロセスの重要性とそれから得られる効果について議論すると共に、検査プロセスの維持と必要に応じ監査の質を高める最善の方法を更に検討していく。

監査規制当局間の意見交換

メンバーは、国境を越えて行われるグループ監査及び国際的な監査ネットワークについての継続的な監督、調査及び執行活動に関する各国の規制当局間の情報交換に対する障害について引き続き検討を行う。

国際監査基準に関する課題

メンバーは、策定及び適用中である国際的な監査及び倫理基準について意見交換することの価値について議論した。

監査市場における集中と選択

メンバーは、監査市場における集中と選択の問題について検討するために、いくつかの国で採られる措置に関するレポートを受理した。

外国監査法人の登録

メンバーは、現在あるいは間もなく多くの国において実施される外国発行体の監査人の登録及び/又は届出の義務について意見交換を行った。

監査検査ワークショップ

監査検査は、引き続き IFIAR の焦点の中核となる分野である。2007 年 5 月にアムステルダムで開催され成功裡に終わったワークショップに続き、IFIAR は、メンバーに検査技術及び経験を交換し、あらたな課題について議論する機会を提供するために、次回ワークショップを開催することを決定した。2008 年の早期にベルリンで開催される次回ワークショップに向けて、優先課題を特定するため、ワーキング・グループが設立された。

他の国際機関との対話

IFIAR は、IFIAR が監査の質に最も効果的に貢献しえる分野について意見交換及び検討するために、監査の質に関心を有する他の国際機関との対話を継続する。

IFIAR の今後の役割と組織

メンバーは、設立以来 1 年にわたり果たしてきた IFIAR の機能について検討を行った。来年 4 月に行われる IFIAR の次回会合に向けて、IFIAR の今後の方向性、組織、リソース及びガバナンスに関する提言を行うために作業部会（タスク・フォース）を設けた。

次回会合

IFIAR は、次回会合については、ノルウェーのクレディティルシネット Kredittilsynet（ノルウェー金融監督庁（FSA））の招待により、2008 年 4 月にオスロで開催する予定である。

平成 20 年 4 月 15 日

第 3 回 監査監督機関国際フォーラム(オスロ会合)について
 Oslo Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第 3 回 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) が、次の通り開催された。

第 3 回 IFIAR 会合

- 日程
平成 20 年 4 月 9 日(水)～4 月 11 日(金)の 3 日間
- 場所
ノルウェー・オスロ
- 参加機関(メンバーは、各国の監査監督機関)
豪、オーストリア、ブラジル、加、デンマーク、フィンランド、仏、独、
アイルランド、伊、日、韓、蘭、ノルウェー、シンガポール、西、南ア、
スリランカ、スウェーデン、スイス、英、米
計 22 カ国
- (オブザーバー)
証券監督者国際機構 (IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、
保険監督者国際機構 (IAIS)、公益監視委員会 (PIOB)、世銀 (WB)、
欧州委員会 (EC)
計 6 国際機関
- 議長
ボイル英財務報告評議会 (FRC) CEO
- 主な議題
 - ・ 監査の品質
 - ・ 監査検査ワークショップ
 - ・ 外国監査事務所の登録
 - ・ 監査規制当局間の情報交換
 - ・ 国際監査基準に関する課題
 - ・ 監査市場における集中と選択
 - ・ 現在の市場の混乱
 - ・ 他の国際機関との対話
 - ・ IFIAR の今後の役割と組織 等
- 次回会合
平成 20 年 9 月 22～24 日 ケープタウン(南アフリカ)

プレスリリース（仮訳）

監査監督機関国際フォーラム会合 2008年4月9-11日 於オスロ

2008年4月9日から11日に、22カ国の独立監査監督機関が、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の第3回会合に参加した。IFIARメンバーの詳細は、IFIARのウェブ・サイト www.ifiar.org を参照されたい。本会合は、ノルウェーの Kredittilsynet（ノルウェー金融監督庁）の主催により行われた。

本会合では、IFIAR議長ポール・ボイル英財務報告評議会（FRC）CEO及びIFIAR副議長スティーブン・マイヨール蘭金融市場庁（AFM）事務局長が議長を務めた。

証券監督者国際機構（IOSCO）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、保険監督者国際機構（IAIS）、公益監視委員会（PIOB）、世界銀行及び欧州委員会（EC）も4月10日にオブザーバーとして参加した。

4月11日には、アーンスト・アンド・ヤング、グラント・ソントン及びプライスウォーターハウスクーパースのグローバル組織のCEOに率いられた各組織の代表がIFIARに参加し、グローバル組織の品質モニタリング制度について各組織ごとに議論を行った。本年9月に開催される南アフリカでの次回IFIAR会合では、BDO、デロイト及びKPMGのグローバル組織のCEOをはじめとする各代表者と同様の議論を行う予定である。

新規参加国

ルクセンブルクの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier：CSSF）及びモーリシャスの財務報告評議会（FRC）がIFIARのメンバーとして承認され、メンバー数は24カ国となった。

現在の市場の混乱

メンバーは、現在の市場の混乱に対する監査規制当局の役割を見直し、次回会合でメンバーの経験について議論することに合意した。

監査の品質

メンバーは、監査の品質に係る問題について意見交換を行った。メンバーは、引き続き監査の品質を示し得る指標について理解を深め、次回会合でその進展を検討することで合意した。

監査検査ワークショップ

監査検査は、IFIARが引き続き焦点を当てる中核分野である。2008年1月にベルリンで開催され成功裡に終わった第2回監査検査ワークショップに続き、IFIARは検査の技術及び経験を引き続き交換する機会を提供するために、次回ワークショップを2009年始めに開催することを決定した。

外国監査事務所の登録

メンバーは、多くの国で現在実施されている、あるいは間もなく実施される予定である外国発行体の監査人に対する登録及び/又は届出を求める措置について留意した。

監査規制当局間の情報交換

多くの国における法的要請の変更可能性に照らし、メンバーは国境を越えて行われるグループ監査及び国際的監査ネットワークの継続的な監視、調査及び執行活動に関する各国の規制当局間の情報交換に対する障害について引き続き検討を行う。

国際監査基準に関する課題

国際監査・保証基準審議会 (IAASB)のジョン・ケラス議長が、現在の作業計画及びIAASBの優先事項についてプレゼンテーションを行った。メンバーは、策定及び適用中の国際的な監査及び倫理基準について意見交換することの重要性について議論した。

監査市場における集中と選択

メンバーは、監査市場における集中と選択の問題を調査するために、いくつかの国で採られる措置に関する最新の情報の提供を受けた。

他の国際機関との対話

IFIAR は、各オブザーバーから監査の分野における取組みについて報告を受けた。今後も IFIAR は監査の品質に関心を有する他の国際機関と対話を行っていくこととした。

IFIAR の今後の役割と組織

オスロ会合に参加した IFIAR メンバーの代表者は、次回 9 月の IFIAR 会合で採択を予定している IFIAR 憲章文に同意した。

次回会合

IFIAR は、南アフリカの監査人独立監督委員会 (IRBA) の招待により、次回会合を 2008 年 9 月 22 日から 24 日にケープタウンで開催する。

平成 20 年 2 月 7 日
公認会計士・監査審査会

第 2 回 IFIAR 検査ワークショップ(ベルリン)について
Inspection Workshop of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第 2 回 IFIAR 検査ワークショップが、次の通り開催された。

第 2 回 IFIAR 検査ワークショップ (テーマは、検査手続きの構築)

- 日程
平成 20 年 1 月 29 日(火)、1 月 30 日(水)の 2 日間
- 場所
ドイツ(ベルリン)
- 参加機関(メンバーは、各国の監査監督機関)
豪、オーストリア、ブラジル、加、デンマーク、フィンランド、仏、独、
アイルランド、伊、日、蘭、ノルウェー、シンガポール、南ア、スペイン、
スウェーデン、スイス、英、米
計 20 カ国
- 主な議題
 - ・ 監査事務所全般の検査
(最高経営責任者の姿勢及び行動等、独立性及び倫理等、監査契約の新規締結
及び更新を含む)
 - ・ 個別監査業務の選定・レビュー
 - ・ 最近の市場動向 等
我が国からは、公認会計士・監査審査会の検査官が「監査契約の新
規締結」等に関する経験について紹介を行った。

※IFIAR 検査ワークショップは、監査検査の技術と経験を共有する場として開催されている。
(第 1 回ワークショップは、昨年 5 月に開催)

平成 20 年 3 月 7 日

金融庁/公認会計士・監査審査会

PCAOBによる規則 4012 条の実施に関する指針(案)への コメント・レターの発出について

1. 金融庁及び公認会計士・監査審査会(審査会)は、3月4日付けで、米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)による規則 4012 条の実施に関する指針(案)に対して、コメント・レターを発出しました。
2. 規則 4012 条は、外国当局による検査への依拠の程度を決定する要件を定めたものであり、依拠の程度を決定する際、外国当局の体制について、主に5つの要件(①十分性、完全性、②監査業界からの独立性、③財源の独立性、④透明性、⑤過去の実績)を考慮することとされています。
3. 同指針(案)においては、上記の要件それぞれについて詳細な検討事項が定められています。
4. 今回、発出したコメント・レターの主な内容は以下の通りです。
 - ・ 金融庁及び審査会は、資本市場に対する信頼を維持するため、日本の監査監督体制が効果的で包括的なものであるよう、今後とも努めていく所存である。
 - ・ PCAOBの提案するスライディング・スケール方式(注)は公益の保護を図りつつ、行政手続の重複を避ける上で、理にかなったアプローチだと考える。(注) 外国当局の制度の独立性及び厳格さに応じて依拠の度合いを決定する方式。
 - ・ 公的監視活動を行う上で、金融庁及び審査会とPCAOBの間で効果的な協力関係が構築されることが不可決と考える。その際、金融庁及び審査会は、必要な場合には、検査報告書について監査事務所から入手するのではなく当局間で交換することが望ましいと考えており、この点について引き続き、対話を行っていきたい。
 - ・ 多くの国が母国主義を採用している状況に鑑みれば、各国における規制の枠組みが十分と認められる場合、母国主義によることを検討すべきではないか。